

京都市桃陽病院事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第234号

京都市桃陽病院事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市桃陽病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条第1項中「病院」を「京都市桃陽病院（以下「病院」という。）」に、「係

「庶務係長

長 3人」を 医務係長 に改め、同条を第1条とする。

看護係長」

第3条第5項中「所掌事務を掌理し、所属職員」を「担当事務を処理し、補佐職員
があるときは、これ」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「係の分掌する事務」を「係長」に改め、同条を第5条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)